

2026年度 学長賞・学部長賞給付奨学金 募集要項

2026年度学長賞・学部長賞給付奨学金学生を次のとおり募集します。

1. 趣 旨

学力・人物ともに特に優れ、本大学全体を活性化する人材であると期待される学生を対象に奨学金を給付します。

2. 出願資格

以下の条件を全て満たす法学部生とします。

- ・2026年4月1日現在において2年次から4年次までの学生（休学歴のある者は履修年次とします）
- ・通算GPAが3.3以上の学生
- ・法学部の定めた選考方法（「7. 選考方法」を参照）で選考を受けられる学生

※ 選考方法や面接審査の日時の変更などには応じません。

※ 学部長賞の区分（2）で選考が進む場合、前年度の1年間本学で成績が付与されていることが条件となります。留学や休学などで半期しか成績が付与されていない場合、学部長賞区分（2）の選考対象とはなりません。

※ 編入学生または通信教育課程からの転籍生は、編入学後または転籍後1年を経過した2年度目から出願資格を有するものとします。

3. 給付金額

次の区分により奨学金を給付します。

【学長賞】

授業料相当額の半額

【学部長賞】

(1) 前年度までの通算学業成績で評価する奨学生については、240,000円

(2) 前年度1年間みの学業成績で評価する奨学生については、120,000円

※ 給付区分は、出願者のGPAにより、法学部学生支援委員会が決定します。ただし、履修年次2年次の学生については、区分（1）のみで判断されます。

4. 給付人数および給付期間

給付人数は全体で36名程度、学科ごとに以下のとおりとします。給付期間は当該年度限りとします（再出願は可）。

【学長賞】

全学科を対象とし、出願者全体から1名

【学部長賞】

法律学科・・・区分（1）10名程度 / 区分（2）11名程度

政治学科・・・区分（1）5名程度 / 区分（2）5名程度

国際企業関係法学科・・・区分（1）2名程度 / 区分（2）2名程度

※学科ごとの給付人数は出願状況に応じて変動することがあります。

5. 出願期間および受付窓口

出願期間：2026年3月16日（月）～3月31日（火）

提出物：次項「6. 出願書類」記載のデータ

提出方法：以下提出先のメールアドレスへ提出物の電子データを送付

提出先：law-gchoso-grp★g.chuo-u.ac.jp（★を@に変更すること）

6. 出願書類

「学長賞・学部長賞給付奨学金 願書」(所定の Word データ)

- ※1 願書のデータファイル名は「学籍番号 氏名」としてください。
- ※2 顔写真をデータ上所定の位置に貼り付けてください。
- ※3 成績証明書等の提出は不要です。

7. 選考方法

- (1) 前年度までの学業成績(または前年度1年間の学業成績)および願書による書類審査を実施します。
- (2) 書類審査の合格者に対して面接審査を4月24日(金)に実施する予定です。詳細は該当者に通知します。なお、面接審査は対面で行われます。

8. 書類審査における学業成績の評価方法

- (1) 学業成績の評価はGPA(Grade Point Average)を使用します。算出方法については、「履修要項」を参照してください。
- (2) 転科生は、転科する前の学業成績で審査します。ただし、転科して1年以上経過した学生が出願し、通算学業成績で審査する場合には、転科前および転科後の学科における学業成績で審査します。
例) 2年生になるときに政治学科から法律学科に転科した4年生が出願する場合は、1年次の学業成績は政治学科、2・3年次の学業成績は法律学科のもので審査します。
- (3) 編入学生または通信教育課程から転籍した学生は、現在の学籍における学業成績で審査します。
例) 2年生になるときに通信教育課程から法律学科に転籍した4年生が出願し、通算学業成績で審査する場合は、法律学科に転籍した2・3年次の学業成績で審査します。
※ 編入学および転籍者は出願に際し、事前に事務室までご相談ください。

9. 選考結果通知

書類審査結果は4月13日(月)に、面接審査結果は5月25日(月)にCplusで発表します。ただし、面接審査の結果発表以前に採用後に必要となる書類の提出を求められることがあります。Cplus および全学メールアドレス宛に届くお知らせを適宜確認してください。

また、最終的な合格については、6月上旬以降文書でも通知します。

10. 奨学金の交付

奨学金は6月下旬もしくは7月中旬に、本人の指定する口座に振り込みます。

11. 授与式について

学長賞：学生部にて授与式・交流会実施(7月予定)

学部長賞：未定(6月下旬～7月上旬に実施予定)、詳細は面接審査合格者にお知らせします。

12. 奨学生の活動について

①様々な学校行事等(※)に協力をお願いします。

Cplus 登録のメール等を使用して連絡します。

※オープンキャンパス、キャンパスガイド、進学相談会、「草のみどり」執筆など。その他、自主的に活動の申し出があった場合は、内容を考慮して、関係諸機関と連携してサポートします。

②よりよい中央大学を作るために、アンケート等を通じて意見を募ることがあります。

③年度末に報告書(1年間の学業、諸活動について)の提出と、アンケートの回答(Cplusで実施予定)が必要です。

報告書の提出、アンケートの回答がない場合には、奨学生としての資格を喪失し、奨学金を返金していただく場合がありますのでご注意ください。

13. その他特記事項

(1) 奨学生として決定された場合、口座振込依頼書および誓約書を提出しなければなりません。

(2) 奨学生は他の奨学金を併用することができます。ただし、入学時成績優秀者スカラシップ、または入試出願前予約採用型奨学金との併用の場合は、合算した奨学金の金額は学費相当額を限度とします。

(3) 奨学生は、次の事由により資格を喪失します。

① 休学または退学したとき ② 停学または退学の処分を受けたとき

③ 法学部学生支援委員会が本奨学金の奨学生として相応しくないと判断し、法学部教授会がこれを認めたとき

(4) 奨学生資格を喪失した学生は、資格喪失の通知を受け取った日から速やかに、奨学金を返還しなければなりません。

ただし、法学部教授会がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではありません。

(5) 奨学生は、所定の手続きを行うことで本奨学金を辞退することができます。

(6) 本奨学金の応募者は、公益財団法人 白門奨学会が募集する給付奨学金の選考対象とする可能性があります。

14. 問い合わせ先

法学部 お問い合わせフォーム

<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=5>

以 上